

公 告（再度公告）

次のとおり一般競争入札に付します。

1. 電子調達システムの利用

本調達は、府省共通の「電子調達システム」
(<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>) を利用した応札及び入札手続により実施するものとする。
ただし、「紙」による入札書等の提出も可とする。

2. 競争入札に付する事項

- 1) 工 事 名 **令和6年度二軒屋住宅1号棟内装その他改修工事**
- 2) 工事場所 二軒屋住宅 徳島県徳島市城南町2丁目1-8
- 3) 工事内容 (1) 二軒屋住宅1号棟
(鉄筋コンクリート造 地上4階建 延べ面積1,082.88㎡)
工事種目：内装改修 修繕一式
(2) 二軒屋住宅1号棟電気設備 改設一式
(3) 二軒屋住宅1号棟機械設備 改設一式
なお、本工事は**入居者なしの工事**である。
- 4) 工 期 契約締結日から令和7年2月28日（金曜日）まで
- 5) 競争参加資格確認申請書等の提出締切日時及び場所
日 時 **令和6年7月5日（金曜日） 17時まで（必着）**
場 所 四国財務局 管財部 管財総括第二課
入札に参加を希望する者は、3. の事項を確認の上、入札説明書等の配付を受けた後、上記期限までに紙による「競争参加資格確認申請書」等を提出または紙を保存形式PDF化し本調達案件を電子調達システムに登録のうえ申請すること。
- 6) 入札書及び工事費内訳書の受領期間
・システムによる場合
令和6年7月29日（月曜日） 9時から
令和6年7月30日（火曜日） 10時30分まで（必着）
・紙による場合
令和6年7月30日（火曜日） 10時15分から10時30分まで（必着）
場 所 高松サンポート合同庁舎 南館7階 専用会議室
方 法 持参すること（代理人が入札する場合は、委任状を提出後）
- 7) 開札の日時及び場所
日 時 **令和6年7月30日（火曜日） 10時40分**
場 所 高松サンポート合同庁舎 南館7階 専用会議室
- 8) 上記 5) から 7) については、電子調達システムにおいてシステム障害が発生した場合には、別途通知する日時に変更する場合がある。また国の事情、災害又はやむを得ない事由が生じた場合は、本入札を延期又は取り止めることがある。
- 9) 総合評価落札方式
本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する「**総合評価落札方式（施工能力評価型II型）**」の対象工事であり、入札参加申込にあたっては入札説明書8. 1) に定める総合評価に必要な技術資料等の提出が必要となる。
- 10) 工事成績評定
本工事において、請負金額が500万円を超える場合は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条に規定する工事成績評定対象案件となる。工事成績評定については、完成検査を実施した時に行い、評定結果を受注者に対して工事成績評定通知書により通知する。

3. 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- 1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- 2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- 3) **令和5・6年度財務省四国地区競争参加資格審査**において、業種区分が「**総合建設工事（建築一式工事）**」で「**B**」又は「**C**」等級に格付けされており、責任をもって工事を完成することができる者であること。
なお、本競争について、一の会社（法人）からは一の競争参加申込みしかできない。

- 4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。
なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定がなされた後において、競争参加資格の再認定を受けている者。
- 5) 各省各庁（独立行政法人等を含む）から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。
- 6) 当局の契約担当官等と締結した契約に関し、契約に違反し、または同担当官等が実施した入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしは当局の入札等の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
- 7) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- 8) 4. により入札説明書等の配付を受けていない者は、入札に参加できないものとする。
- 9) **平成21年4月1日から、競争参加資格確認申請書等の提出期限の日までに完成し、引渡し済みの次(ア)または(イ)の基準を満たす工事を元請けとして施工した実績を有すること。**（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る）
(ア) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造での内装改修（床・内壁・天井のいずれか）工事で対象建物の延床面積が500㎡以上の施工実績
(イ) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で対象建物の延床面積が500㎡以上の新築工事又は増築工事（躯体、外装のほか、内装を含む建築一式工事）
次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
なお、複数の技術者を申請する場合は、申請する技術者のうち次に掲げる基準を満たしていない技術者がいた場合は、その技術者以外の者を配置予定技術者とするを条件として競争参加資格があることを通知するものとする。
① 監理技術者にあつては、1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣若しくは建設大臣が一級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者とする。
また、主任技術者の場合には、下記に示す資格を有する者でなければならない。
・「建設業法第7条第2号イ、ロ又はハ」に示す資格を有する者
- ② **平成21年4月1日から、競争参加資格確認申請書等の提出期限の日までに完成し、引渡し済みの次(ウ)または(エ)の基準を満たす工事で元請けとして施工した実績を有する者であること。**（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る）
(ウ) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造での内装改修（床・内壁・天井のいずれか）工事で対象建物の延床面積が250㎡以上の施工実績
(エ) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で対象建物の延床面積が250㎡以上の新築工事又は増築工事（躯体、外装のほか、内装を含む建築一式工事）
③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- ④ 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その雇用関係を確認できる証明書等の写しを提出すること。提出されない場合には、入札に参加できないことがある。なお、恒常的な雇用とは入札の参加申込みの日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。
- ⑤ 同一技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取り下げを行うこと。また、入札後又は開札後から落札決定の間に他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、直ちに4. 5) の担当部局に申し出ること。この申し出を行った場合において、事実が認められた場合は、当該入札を無効とする。
- 11) 本件入札に係る提出書類等の作成等に要する費用は、すべて競争参加者の負担とする。その他詳細は入札説明書による。

4. 入札説明書・設計図書等配付終了日時及び場所

- 1) 日 時 **令和6年7月4日（木曜日）までの**
9時から12時及び13時から17時（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
- 2) 場 所 四国財務局 管財部 管財総括第二課
徳島財務事務所 管財課
松山財務事務所 管財課
高知財務事務所 管財課
- 3) 注 意 郵送による配付を希望する場合は、4. 4) の期限までに4. 5) に事前連絡のうえ、郵送に必要な切手を貼付し住所を明示した返信用封筒（A4が入る定形外郵便、レターパックプラス又はレターパックライト）を4. 5) に郵送すること。
- 4) 事前連絡期限 **令和6年6月28日（金曜日）までの**
9時から12時及び13時から17時（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
- 5) 事前連絡先 〒760-8550
香川県高松市サンポート3番33号
四国財務局 管財部 管財総括第二課
電話（087）-811-7780（代表）（内線427、428）

5. 保証金

- 1) 入札保証金 免除。
- 2) 契約保証金 原則納付。
ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは前払金保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

6. 入札金額

落札決定にあつては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札の無効

競争参加の資格のない者のした入札及び入札説明書並びに入札心得書において示した条件に違反した入札は無効とする。
また、工事費内訳書の提出がない場合及び内容に不備があつた場合には、原則として当該内訳書を提出した者の入札を無効とする。

8. 契約書作成の要否

要する。

令和6年6月20日 支出負担行為担当官
四国財務局総務部長 榎本 隆